

①-4 障害者

1. 目的

障害のある人が暮らしやすいまち、誰もが暮らしやすいまちです。障害のある人もない人もお互いにその人らしさを認めないながら共に生きていくことが大切です。ここでは、障害のある人との今までの出会いや経験を語り合い、誰もが暮らしやすいまちにするためにできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>● まず、自分の経験などから障害について知っていることを話し合ってみましょう。</p> <p>《視点1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害には、身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等）、知的障害、精神障害、発達障害などがあり、それぞれの障害を正しく理解し、個々に応じた配慮をすることが必要です。 ・ 障害には、病気や事故による外傷、加齢など後天的なものもあり、他人ごとではなく自分自身の問題として考えることが大切です。
II	<p>● イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。また、これまでに経験したり、聞いたりした障害のある人に対する差別の事例を率直に出し合って、どのように思うか考えてみましょう。</p> <p>《視点2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例では、すべての県民、事業者に障害のある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を求めています。
III	<p>● 障害のある人への差別を解消し、障害のある人が暮らしやすいまちづくりをするために地域や自分でできることを話し合いましょう。また、障害の社会モデルの例を参考に、地域での障害のある人への障壁は何か、どう解消していけばよいか話し合ってみましょう。</p> <p>《視点3》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとして定められています。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・ 「合理的配慮」を知っていますか？
- ・ 「障害者差別解消法がスタートします」(内閣府)
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html
- ・ 「みんなで考えよう！発達障害」(滋賀県)
- ・ 「障害者への虐待を防ぐために」
～障害者社会づくり虐待防止法について～ (滋賀県障害者権利擁護センター)
- ・ 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」(滋賀県)
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuhukushi/syougai Fukushi/303112.html>

滋賀県障害福祉 法務省人権擁護局

